

令和3年第5回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年5月20日 午前9時から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉		
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
		8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 1名

18番委員	渡部 政美				
-------	-------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

7番委員	鈴木 衛				
------	------	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	慶徳 幸一郎				

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和3年第5回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。 本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員4番・渡部 一夫委員、農業委員5番・折笠 康裕 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。 始めに、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>議案第16号1番について、推進委員5番佐藤より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、親族から農地を借りて青年就農給付金を受給している認定就農者が、国の要綱に基づき、当該農地の所有権の移転を受けるための許可申請です。 譲受人の経営面積は50aを下回っておりますが、譲受人の経営内容は施設野菜・露地野菜の専業であり、その経営が集約的に行われる場合は下限面積要件の対象外であると農地法施行令第2条第3項第1号に規定されていることから、これに基づき許可相当と認めたものです。 調査月日は、5月16日午前9時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員18番) 手代木久司 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第16号2番について、推進委員18番手代木より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 2番の案件については、農地所有者の死去に伴い、相続を放棄された相続財産について、これを管理する弁護士から認定農業者に対して農地の所有権を移転しようとするものです。 この案件につきましては、令和3年2月24日に北会津支所において相続財産管理人、譲受人、地区委員出席のもと、あっせん会議を開催し、双方合意に達し</p>

	<p>ていることを確認しております。</p> <p>調査月日は、5月15日午後2時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第16号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第17号農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席)</p> <p>小檜山 祐一 委員 退席</p> <p>弓田 秀一 委員 退席</p>
<p>(推進委員3番)</p> <p>本田 武史 委員</p>	<p>利用権設定について、各地区担当委員、事務局の調査報告を求めます。</p> <p>旧市・一箕・東山地区担当委員より1～2番について説明願います。</p> <p>推進委員3番本田より、議案第17号利用権設定の1番から2番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番)</p> <p>佐藤 直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より3番から4番について説明願います。</p> <p>推進委員5番佐藤より議案第17号利用権設定の3番から4番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>3番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定であり、4番の案件については農家間の利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき5月16日午前10時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番)</p> <p>島影 盛継 委員</p>	<p>門円地区担当委員より5番から11番について説明願います。</p> <p>推進委員2番島影より議案第17号利用権設定の5番から11番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、柿の成木が植栽されている畑に係る利用権設定</p>

<p>会 長 (農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>であります。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、5 月 14 日午後 5 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>湊地区担当委員より 12 番について願います。</p> <p>農業委員 4 番渡部より議案 17 号利用権設定の 12 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 5 月 13 日午後 6 時より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 17 番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より 13 番について説明願います。</p> <p>農業委員 17 番奈良橋より議案第 17 号利用権設定の 13 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間における利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 5 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 6 番) 星 富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 14 番から 15 番について説明願います。</p> <p>農業委員 6 番星より議案第 17 号利用権設定の 14 番から 15 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 5 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 14 番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 16 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番星より議案第 17 号利用権設定の 16 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農業を営む法人への利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 5 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 6 番) 菅井 洋一 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 17 番から 20 番について説明願います。</p> <p>推進委員 6 番菅井より議案第 17 号利用権設定の 17 番から 20 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 19 番の案件については一箕地区も含まれておりますが、面積の多い八田地区より報告いたします。</p>

<p>会 長</p>	<p>17番及び19番の案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、18番及び20番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき5月15日午前8時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>堂島地区担当委員より21番から25番について説明願います。</p>
<p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>推進委員17番棚木より議案第17号利用権設定の21番から25番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>21番の案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、22番の案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>また、23番から25番の案件については、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき5月13日午後3時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員4番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より26番から28番について説明願います。</p> <p>農業委員4番渡部より、議案第17号利用権設定の26番から28番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、原地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員12番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より29番から31番について説明願います。</p> <p>推進委員12番鈴木より、議案第17号利用権設定の29番から31番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、鈴渕地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より32番から60番について説明願います。</p> <p>農業委員11番吉田より、議案第17号利用権設定の32番から60番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、槻木地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定であります。当該地区については、農地整備事業の換地処分に伴い、本換地での契約を行ったものであり、4月21日午後6時30分より、槻木集落センターにおいて契約会を開催し、貸し手および借り手と福島県農業振興公社が貸借内容について合意に達したことを地元委員3名が出席し確認しております。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照</p>

<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>事務局より61番から99番について説明願います。</p> <p>事務局より、議案第17号利用権設定の61番から99番について報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、農地利用集積円滑化事業による契約を農地中間管理事業へ承継するものです。</p> <p>申請内容につきましては、円滑化事業での現契約の内容を引き継ぐものであり、令和3年4月20日JA会津よつば西部営農経済センターにおいて契約会を開催し、貸し手及び借り手が中間管理機構への承継へ同意していることを確認しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員及び事務局からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第17号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第17号は原案のとおり決せられました。</p> <p>小檜山 祐一 委員 着席 弓田 秀一 委員 着席</p>
<p>事務局長</p>	<p>次に、議案第18号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題といたします。</p> <p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第18号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする」と定められておりますので、令和3年5月6日付け3農政第215号で会津若松市長より意見を求められております「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」をご審議いただくものであります。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第18号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>5月総会の案件は、一般地区、横沼地区、原地区になります。</p> <p>11ページ上段をご覧ください。一般地区になります。</p> <p>1番については今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、公社との契約を解約し、新たな耕作者に貸し付ける農用地配分計画(案)になります。該当農地については令和3年3月10日に八田地区農業委員、農地利用最適化推進委員の皆</p>

	<p>様にご意見を頂戴し、農用地利用配分計画（案）を作成いたしました。</p> <p>2番については法人設立に際し、今まで構成員名義で契約していた農地について解約し、残りの期間を法人に貸付を行う農用地配分計画（案）になります。</p> <p>11ページ下段から15ページ上段をご覧ください横沼地区になります。</p> <p>横沼地区では、水田で、水稲、大豆、そばのブロックローテーションを行っており、横沼営農改善組合にて、農用地の利用調整を行い、農用地利用配分計画（案）を作成いたしました。</p> <p>15ページ下段をご覧ください。原地区になります。</p> <p>該当農地は今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、公社との契約を解約し、残りの期間を新たな耕作者に貸し付ける農用地配分計画（案）になります。</p> <p>地区案件につきましては、農用地利用改善組合の話合いによって、農地の利用調整を図り、農用地利用配分計画（案）を作成したものです。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第18号農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から11番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>（午前9時30分 閉会を宣言する。）</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和3年5月21日

会津若松市農業委員会 会長

4番農業委員

5番農業委員